

(2) 作業の中断中

定期貨物便の運転手が運送途上、食事のため停車し、道路横断の途中で生じた事故

ケース

被災者Kは、路線定期貨物便の運転手であるが、定期便運転に従事する際、常に利用する食堂前に至ったので、夕食のため停車し、道路を横断して食堂に行こうとしたとき、折から進行してきた自動車と衝突し死亡した。



事実

T貨物自動車㈱は、会社設立時からA-T間の路線定期貨物便の取扱いを主な営業としていた。

この定期便の作業内容は、A行き貨物を方面別に積み、午前10時頃会社を出発し、指定路線を経由、都内に入ると貨物を荷受人に個別配達して夕刻O営業所に至り、同所に集荷されているT行の荷物を積み、会社に帰ることとなっていた。

帰社するのは、おおむね午後11時～12時であったことから会社では午後7時以降にO営業所を出発する者に夕

食券を渡し、翌日本社でその夕食券と引換えに食費を支給していた。

運転手Kと助手Nは、配車計画により貨物自動車を運転し、午後6時30分頃O営業所に至り、そこで貨物を積み午後7時頃T市に向け出発した。

午後7時40分頃、A-T間定期便運転に従事する際、常に利用している食堂前に至ったので、夕食をとるために停車したが、食堂と反対側の車線であった。

そこで運転手Kは、道路を横断して、食堂に行こうと歩き出したところ、折から進行してきた自動車と衝突転倒

し、死亡したものである。

認定結果

業務上と認められる

長距離の路線定期貨物の運送業務に従事する運転手が、途中で食事をとることは通常予想されるところであり、事業主も夕食券を渡すということによって予定しているのは明らかである。したがって、通常利用している場所で食事をとろうとしたことは、被災者の業務に付随する行為とみるべきであるから、この間に生じた本件死亡事故は、長距離運転業務に起因する業務上の死亡である。

する運転手であることから、業務遂行のうえで途中での生理的必要な行為は当然予想されますし、事業主も予定していたことが明らかです。被災場所や目的から被災者の恣意的な行動等によって引き起されたものでないことが明確ですから、業務に付随する行為の間に生じた事故と認められることになります。

＜参考となる法令など＞

昭32・7・19基収4390

ポイント

就業中にある労働者の行為は、一般的には業務行為ですが、用便や飲水等の行為によって、一時的に業務行為から離れ作業が中断される場合があります。この行為等は、業務行為そのものとはいえないが、生理的必要によるものである限り、業務行為に付随する行為とみることができます。

しかし、それが恣意的な行動、あるいは他の私的目的によるとみるべき場合には、その行為はもはや業務行為に付随するものとはいえないことになります。

当該事案の場合、長距離運送に従事